皇室事項

御祝電

天皇陛下は、四月二十一日英国女王陛下の御誕生祝日につき、同月二十日御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について

中央労働委員会の、四国区域の労働者を代表する地方調整委員である小田米八氏の任期が平成22年７月４日をもって、九州区域の使用者を代表する地方調整委員である長井賢祐氏の任期が同月10日をもって、関東区域の使用者を代表する地方調整委員である中山義治氏の任期が同月15日をもってそれぞれ満了するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定により、資格のある労働組合又は使用者団体、特定独立行政法人（労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の３第２項に規定する特定独立行政法人をいう。1⑵において同じ。）若しくは国有林野事業（同項に規定する国有林野事業をいう。1⑵において同じ。）を行う国の経営する企業は、下記により、それぞれ労働者を代表する地方調整委員又は使用者を代表する地方調整委員の候補者を推薦されたい。

平成 22 年４月 22 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

記

1　推薦者資格

⑴　労働者を代表する地方調整委員の候補者について

上記の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法第19条の３第２項に規定する特定独立行政法人職員若しくは国有林野事業職員が結成し、若しくは加入する労働組合又は２以上の都道府県にわたって組織を有する労働組合であって、同法第２条及び第５条第２項の規定に適合するものであること。

⑵　使用者を代表する地方調整委員の候補者について

上記の候補者を推薦する資格を有するものは、２以上の都道府県にわたって組織を有する使用者団体、特定独立行政法人又は国有林野事業を行う国の経営する企業であること。

2　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3　推薦手続　推薦に当たっては、別記様式１又は２による推薦書に被推薦者の履歴書及び地方調整委員に就任することについての内諾書を添付すること。

なお、労働組合にあっては、当該労働組合が、労働組合法第２条及び第５条第２項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書を併せて添付すること。

4　推薦書類の提出期限　平成22年５月21日

5　推薦書類の提出先　厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室　（〒100―8916 東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館）

別記様式１

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

労働組合名（代表者名）　　印

中央労働委員会の労働者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

○○区域の労働者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　　職	略歴	備　考

別記様式２

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

使用者団体の名、特定独立行政法人名又は国有林野事業を行う国の経営する企業名

（代表者名）　印

中央労働委員会の使用者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

○○区域の使用者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　　職	略歴	備　考

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第二項の規定に基づき、次件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十二年四月二十二日

関東経済産業局長　高原　一郎

一　件名　銚子瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十二年五月十八日　午後二時から

三　場所　銚子市青少年文化会館（千葉県銚子市前宿町千四十六番地）

四　事案の要旨

1　供給区域の変更（千葉県銚子市の一部区域の減少）に係る一般ガス供給約款の変更

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一　さいたま新都心合同庁舎二号館）並びに銚子瓦斯株式会社の本社（東京都中央区日本橋箱崎町七番二号）及び銚子営業所（千葉県銚子市内浜町十六百三番地）において関覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所職業、住所及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「銚子瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十二年五月六日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七二五　埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「銚子瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人二通に限る。）により、平成二十二年五月六日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七二五　埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

（ふりがな）

届出者　氏　名

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

銚子瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）
